

志學館大学研究倫理研修実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、志學館大学（以下「本学」という。）が、「志學館大学公正な研究推進要綱」第8条第2項の規定に基づき、研究者及び学生に対して実施する研究倫理研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究倫理研修)

第2条 本学の研究者及び学生は、研究活動上の不正行為を予防し、公正な研究活動を推進するために、本学が実施する研究倫理研修を受講しなければならない。

(研修の内容)

第3条 研究者の研修は、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」のインターネット受講とする。

2 学生の研修は、大学院学生にあつては、前項を準用し、学士課程学生の研修にあつては、研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるような内容のものとする。

3 前2項にかかわらず、必要な場合、前2項以外の研修を行うことがある。

(研究者の研修方法)

第4条 研究者は、前条第1項の研修を5年に1回以上受講する。

2 研修は、次の各号に掲げる方法で実施し、確実な受講を図る。

(1) 第3条第1項の研修を受講した研究者は、修了証を学部長に提出する。

(2) 学部長は、毎年度末に、修了証を取りまとめ、総務課に提出する。

(3) 総務課長は、前号の修了証を保管し、受講状況をモニタリングする。

(学生の研修方法)

第5条 学生は、第3条第2項の研修を在学中に1回受講する。

2 大学院学生を対象とする研修は、次の各号に掲げる方法で実施し、確実な受講を図る。

(1) 修士論文の指導教員（以下「指導教員」という。）は、指導する学生に対して、研修の目的及び方法について指導する。

(2) 前号の指導を受けた学生は、各自で第3条第2項の研修を受講し、修了証を指導教員に提出する。

(3) 指導教員は、「研究倫理研修実施報告書（別紙様式による）」に修了証を添えて、研究科長に提出する。

(4) 研究科長は、前号により提出された研究倫理研修実施報告書及び修了証を確認の上、総務課に提出する。

3 学士課程学生を対象とする研修は、4年次最初のオリエンテーション等全学生が集まる機会に行うものとする。

(事 務)

第6条 研究倫理研修に関する事務は、総務課で処理する。

附 則

この要領は、平成28年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。

令和 年度 研究倫理研修実施報告書

心理臨床学研究科長 殿

指導教員

氏名 ()

本学の「研究倫理教研修実施要領」に定める研究倫理研修について、下記のとおり実施いたしましたのでご報告いたします。

記

実施内容	日本学術振興会『研究倫理 e ラーニング』プログラム 実施説明および受講指導		
実施期間	年 月 日 ~ 月 日		
対象者	名	修了者	名
添付	修了証		
備考			